

川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定

(平成28年9月1日全部施行)

居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等に対し、市民等から「安心して歩けない」といった苦情や規制の要望が多くありました。しかし、これらの客引き行為等については、風営法や県条例等の現行法令では規制の対象とならないため、取り締まることができませんでした。

こうした状況を改善するため、市と商店街等が連携し、公共の場所での客引き行為等の自粛を求めるなどの働きかけを行ってきましたが、根本的な解決には至りませんでした。

そこで、本市では、条例を制定し、客引き行為等を規制することで、安心して快適な地域社会の実現を図ることとしました。

川崎では、何が課題となっているの？

現行法令では、居酒屋、カラオケ店の客引きについては、しつような方法(※)による客引きのみが規制の対象となっており、しつようでなければ規制の対象とはならなかったため、なかなか取り締まりができませんでした。

(※)人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法(県条例第9条第1項第7号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）

禁止される客引き行為等

・キャバレーやホストクラブ、その他風営法で定めた各種風俗営業等についての客引き

規制されていない客引き行為

・風俗案内所や深夜のマッサージ業、居酒屋、カラオケなどの客引き

神奈川県迷惑行為防止条例（県条例）

禁止される客引き行為等

・風営法に規定のない風俗案内所、深夜のマッサージ業の客引き
・進路に立ちふさがり、身辺につきまとうなどしつような方法による客引き行為（業種を問わない）

規制されていない客引き行為

風営法や、県条例の各規定で禁止していない客引きで、しつようとまで言えないもの

主な客引き行為に対する規制の有無

業 種		風 営 法	県 条 例
風俗・性風俗 (例)キャバクラ、ファッションヘルス		有	有
深夜において専ら人の体に接触して行う役務等 (例)深夜営業のマッサージ、アカスリ		無	有
上記以外の業種 (例)居酒屋、カラオケ	しつような方法によるもの	無	有
	しつような方法によらないもの	無	無

市の対応が必要

＜議会での審議経過と市の取り組み＞



【平成25年定例会（12月）一般質問】

質問

川崎駅周辺では多くの客引き行為が行われ、苦情が寄せられており、商店街の役員が、警察に相談した際に、市の条例がないと取り締まりの強化ができないと言われたと聞いています。そこで、県条例の規制範囲を拡大した本市独自の条例が必要と考えますが、見解を伺います。

答弁

客引きに対する規制として、風営法及び県条例に基づき警察による取り締まりが行われています。市としても地域の皆様とパトロール活動などを実施してきましたが、依然として客引き行為が多く見受けられるため、より効果的な対策の必要性があると考えています。

【平成26年定例会（6月）代表質問】

質問

県条例では、客引き行為のどの部分まで規制していますか。また、カラオケ店や居酒屋の客引き行為を防止する対策については、どうなっていますか。

答弁

県条例の客引き行為については、風営法で取り締まれない部分を規制しているものです。例えばカラオケ店等の従業員が、通行人の進路に立ちふさがったり身辺につきまとう等のしつような方法で客引き行為をした場合は、県条例で規制されます。市では、風営法や県条例では対処できない客引き行為を規制の対象とする市条例の制定に向けて、取り組みを進めます。

【平成27年定例会（7月）一般質問】

質問

川崎駅広域商店街連合会などに意見を聞き、他都市とは違った川崎らしい条例にすべきと思いますが、商店街関係者、川崎商工会議所、市民等から意見を聞く場を設けますか。

答弁

条例策定の際の参考とするため、これまで商店街関係者や川崎商工会議所等関係者に検討状況について説明し、意見を聞いています。今後も、関係者と随時意見交換を行い、実効性のある条例の制定に向けて取り組みます。

条例の制定に向けて

【平成26年7月】 庁内に連絡会議を設け、関係局区が連携し検討

【平成27年11月】 市議会市民委員会に条例の骨子案を報告し、条例の制定に向けたパブリックコメントを実施

【平成28年2月】 市議会に条例案を提案

【平成28年定例会（2月）代表質問】

質問 条例の重点区域指定や周知方法はどうしますか。

答弁 特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を重点区域として指定することを想定しています。具体的な重点区域の指定については、地元住民や商店街等からの意見を聴取し、パブリックコメント手続を経て指定します。また、商店街や警察等の関係団体、関係機関と連携し、啓発物の配布等のキャンペーンを行うなど、客引き行為等が多い区域を中心に効果的な周知啓発による広報を実施します。

重点区域とは・・・

特に客引き行為等を防止する必要があると認める区域を重点区域に指定し、重点的に客引き行為等防止指導員による巡回活動や、地元商店街や警察等との連携により啓発活動を実施しています。

さらに、重点区域では、違反者に対して指導・勧告・命令を行い、これに従わない悪質な違反者には、罰則を適用し、50,000円以下の過料を科すとともに、氏名・住所等を公表することができることとしています。

また、「条例の制定に向けたパブリックコメント」とは別に「重点区域の指定についてのパブリックコメント」が実施され、そこで寄せられた市民の意見が採用され、京急川崎駅西口改札周辺が重点区域に追加されています。

なお、18時、20時それぞれの時間帯に市が市内の主要な駅周辺で調査したところ、川崎駅東口周辺で最も多くの客引きが確認され、その数は、居酒屋やカラオケ店の客引きだけでもおよそ50人という結果でした。



【平成28年定例会（6月）一般質問】

質問 条例が施行される際、JR川崎駅東西自由通路の東側にある大型映像装置アゼリアビジョンや、西側にある河川情報表示板により周知を行うなど、他都市でも効果があらわれている音声や映像による周知が必要だと考えますが、見解を伺います。

答弁 人通りの多い駅周辺や繁華街等での音声や映像による周知は、効果的であると考えられますので、商店街等と連携を図りながら音声や映像による条例の周知について検討します。

取り組みとしては・・・

- 川崎駅東口周辺を重点区域としましたが、その周知方法として啓発物の配布などキャンペーンを行ったほか、河川情報表示板による放映や商店街との連携により街頭アナウンスを行い、効果的な啓発になるよう工夫しました。



【条例が施行された4月1日のキャンペーン】



【河川情報表示板（中央）】



【河川情報表示板で放映された画像】

まとめ

以前は・・・

居酒屋やカラオケ店等の客引き行為については、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等しつようでない限り、取り締まることができませんでした。そこで、パトロール活動等にて客引き行為の自粛を要請してきましたが、効果が薄く改善は見受けられませんでした。

今は・・・

条例ができ、しっかりとした根拠の下、パトロール等取り締まり活動ができるようになりました。重点区域では、毎日、指導員によるパトロール活動が継続して行われ、客引きが減りつつあるとの調査報告もあります。しかし、まだ客引きが完全にいなくなっていないという市民からの指摘もあることから、条例が守られ、安全で安心な街となるようにするため、継続してパトロールを続け、悪質な客引きには指導、勧告等を行い、今後新たに客引きが行われないような活動が求められています。

川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定

平成28年3月18日 条例議案可決
平成28年4月 1日 条例一部施行
平成28年9月 1日 条例全部施行

一部施行・・・条例の周知期間を確保するため、条例で規制する客引き行為の定義や市、事業者、市民等の責務の規定が施行されました。罰則等については、この時点では施行していません。

全部施行・・・5カ月の条例周知期間を置いた後、除外されていた重点区域での指導や氏名公表、過料など罰則等に関する項目を施行しました。

条例の概要

公共の場所において行われる次の行為が規制対象となります。

- 1 客引き行為・・・通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ちふさがり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為
- 2 客待ち行為・・・客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
- 3 勧誘行為・・・通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ちふさがり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、性風俗等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為（いわゆるスカウト行為）
- 4 勧誘待ち行為・・・勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



なお、重点区域にて規制対象となる行為をし、させた場合、50,000円以下の過料が科される場合があります。また、氏名や住所などを公表する場合があります。

条例本文はこちら↓

<http://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000076/76215/jourei.pdf>